

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町では人口減少や少子高齢化が進行し、町内の人口は昭和30年の18,366人から令和2年には7,107人とピーク時の半数以下となっている。また、65歳以上の人口割合は40.6%となっており、全国平均の28.6%や山形県平均の33.8%と比較しても高い高齢化率となっている。

産業構造については、本町の豊富な水資源に着目した製造業者が、水力発電所を建設し、その電力によって昭和13年に創業を開始して以来、山村としてはまれにみるほど第二次産業の比重が大きくなり、昭和50年には第二次産業の就業者数が第一次産業を上回った。しかし、近年は、第三次産業の就業者数が第二次産業の就業者数を上回るなど、第二次産業のみならず第三次産業の比重も大きくなっており、令和2年における就業者数は第一次産業が281人(8.0%)、第二次産業が1,524人(43.6%)、第三次産業が1,689人(48.3%)となっている。

令和7年3月の有効求人倍率は全国平均1.26倍である。全国的に有効求人倍率が比較的高い水準で推移している中、多くの中小企業で、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると町内の産業基盤が失われるなど深刻な状況に陥ることも十分に考えられる。このような中、町内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、人口減少が進行する本町においても、人手不足の悩みを抱える中小企業の活力の向上、ひいては町内経済全体の発展と活性化を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に4件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は製造業、建設業、サービス業、農林水産業等と多岐にわたり、多様な業種が本町の経済や雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町は東京23区より広い町土を有しており、町内産業はこの町土において広範囲に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は製造業、建設業、サービス業、農林水産業等と多岐にわたり、多様な業種が本町の経済と雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、環境負荷低減等GXの推進など多岐にわたる。したがって、本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は、令和7年6月20日から令和9年6月19日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 町税等を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。